

あなたの財産を「守る」「増やす」「残す」ための総合情報サイト



記事一覧 特集一覧 連載一覧 著者一覧 書籍一覧

太陽光&風力発電 スモールM&A 法人保険比較 セミナー情報

2020.12.17



富裕層向け資産防衛TOP > その他 > エトセトラ > 幻冬舎ゴールドオンライン人気記事ピックアップ

その他 エトセトラ

いいね! 24

シェア 24

ツイート

1

連載 幻冬舎ゴールドオンライン人気記事ピックアップ

「信号待ちを利用して、シートベルトを外した」…啞然の判決

谷 清司 2020.12.16

保険



本記事では、交通事故裁判における裁判所の問題点を取り上げます。

果たして「被害者側」に落ち度があるのか？

交通事故裁判に関して、いろいろと事例を挙げて疑問符ばかりが残る裁判所の判断を紹介してきたが、ここまでくるとさすがに「いいがかり」としかいいようのない和解案がある。ちょっと紹介してみたい。

〈事例〉

車の助手席に乗っていたHさん（30歳・女性）が、足下に携帯電話を落としてしまった。そこでHさんは、信号待ちの停車時間にシートベルトを外し、かがみ込んで携帯電話を拾おうとした。そのとき、前方に停車していた加害者の車が突然バックし、Hさんの乗る車に衝突したのである。

Hさんはこの事故によって外傷性頸部症候群などを負い約7カ月に及んで通院、頸部に14級9号の後遺障害を残すこととなった。この事故は当然後方の確認を怠った加害者に100%の過失があると考えられる。被害者側にとっては「もらい事故」以外の何物でもない。

ところが保険会社は「被害者は事故の瞬間シートベルトをしていなかった」という点でHさんに2割の過失があるという主張をしてきた。保険会社の論法は、被害者本人にも損害を軽減できる方法があったにもかかわらず、それを怠ったがために損害が拡大したというのである。法律的にはこれを「損害軽減義務」というのだが、保険会社はこのケースもそれに当てはまると主張したのである。

業界
No.1[※]


BANK™
BY AOZORA BANK

BANK支店限定

普通年
預金0.2%
2020年12月7日
現在、変動金利
(税引後
年0.159%)

全国ゆうちょATM手数料無料

※2020年12月7日現在の他行金利と
当行金利を比較(あおぞら銀行調べ)
[詳しくはこちら>](#)

医師向け特集ページ

GGO
For
Doctor

こちらから▶

アメリカ
不動産投資セミナー
@銀座+オンライン


[詳しくはこちら▶](#)

確かにその瞬間はシートベルトをしていなかったのは事実だ。ただ、落とした携帯電話を拾おうとして、信号待ちを利用してシートベルトを外した行為が果たして義務を怠ったことにあたるといえるのだろうか？



信号待ちを利用して、シートベルトを外した…
(画像はイメージです/PIXTA)

ちなみに道路交通法上、「信号待ちの停車時間中」にシートベルトを着用しなければならない義務はない。それでも損害を軽減する義務があるというのなら、被害者は常にどんな状況でも追突してくる車を想定して、何らかの回避行動を取らなければならないということになる。この論法を広げれば交通事故の被害者となったら、ほぼどんな場合にでも落ち度を指摘することも可能なのだ。まさにいいがかりのような保険会社の主張ではないだろうか。

結局この件に関して、裁判所は「事故発生時に被害者がシートベルトをしていなかったことが、症状発生に一定程度寄与していたと解さざるを得ない」として、Hさんに1割の過失があるという和解提案を行ったのである。保険会社の主張する2割の過失はさすがに退けたものの、たとえ1割といえどもHさんに過失があるとは考えられない。保険会社の減額戦略に裁判所が乗ってしまう一例である。

ここで「損害軽減義務」という言葉が出てきたので、これにまつわる話をしておきたい。これは物損に関する事例である。

〈事例〉

Iさん（60歳・女性）が駐車場に購入したばかりの新車を駐車していた。すると、一般車専用であるはずの駐車場にバスが進入してきたのである。無理に入ってきたバスは、Iさんの車にぶつかり、新車はあえなく破損してしまった。幸い、その車にIさんは乗っていなかったため、あくまで対物オンリーの事故である。

新車を不当に進入してきたバスに壊されてしまったのだから、Iさんの怒りは尋常ではない。Iさんはバス会社に対して車の買い換えを要求した。ところが、Iさん側には保険会社から数回電話があっただけで、その後は音沙汰なし。バス会社側が謝りに来ることもなかったのである。Iさんは車を修理に出している間、自分で代車を手配していたため、損害賠償にはその代車代も含まれていた。

物損に関する話は以前に触れているが（関連記事『[満足な修理は不可能!? 交通事故による「物損」泣き寝入りの実態](#)』参照）、損害保険会社のあまりのやり方はすでにそこで触れたとおりである。そしてこのケースもご多分にれず、保険会社と被害者の間で話がまとまらず、事故車両の修理は宙に浮いたまま、代車に乗る期間が長引いていたのである。

結局この代車費用をめぐる、保険会社との話がつかずに裁判に至ったのだが、簡易裁判所の一審では、代車期間も認めて40万円の損害賠償と判決が下された。これを不服に思った加害者側が控訴したので、次の戦いの場は地方裁判所へと移ったのである。

※期間限定※

富裕層ならば

一度は相談してみたい

NATURE INTERNATIONAL が
税理士法人ネイチャー国際資産税

無料個別相談を実施

オンラインでの無料相談も受け付けています

ご予約はこちらから

30代の勤務医にこそ資産運用が必要

December 2020 12

GGO For Doctor

特集

**医師と
資産運用**

記事はこちらから読めます ▶

街に恋しよう 50年後も輝き続ける街に

2000年の歴史の知恵が詰まっている

あなたじゃなかったらこの現場は終わらねえよ

幸せだった いっしょに生きて

大好きな人に会う前の晩のように

身近な相談機関 家庭や地域の児童についての

幻冬舎 ゴールドオンライン

2021年2月27日(土)、28日(日)開催!

5年連続

現役TOTホルダーによる

法人向け・富裕層向け保険が「すぐに売れるようになる」

生命保険のプロフェッショナル向け

参加予約受付中

しかし保険会社の一方的なやり方に憤り、せめて裁判で公平に判断してもらおうという被害者の気持ちは、ここでも無残に踏みこまれる結果となった。というも地裁の裁判長がいきなりいったことは「被害者も損害の拡大を防止する義務がある」ということだった。「損害の拡大」とはこの場合代車を使い続けて、なかなか車を修理しないということである。そもそも修理すれば直るのだから長い間代車を使い続けて無駄に費用を上積みさせていることに理由が見当たらない、さっさと修理してから保険会社と交渉し、修理費用を請求すればいいのではない、というのである。

結局この裁判官は「保険会社の説明不足を理由に、長期間代車を使い続けるのは不当。ある程度の事故の場合は自分で修理すべきである」という主旨の判決を書いた。しかし、この判決は現実をしっかり見れば無茶苦茶なものだとすぐにわかるだろう。なぜ被害者が自分で先に修理することをためらうか。それはたとえ代金を立て替えて車を修理したとしても、保険会社からその負担分を全額もらえるとは限らないからだ。だからこそ協定を結んでから修理をしようとするのである。

ところが、保険会社のやることといえば、代車を回収してしまえば後は知らぬふり、自分たちの都合のよい提示を相手が呑むまでほとんど何の説明もせぬまま放置しておくのである。

こんな状況でどうして被害者が自腹で修理に踏み切れるだろうか？（にもかかわらず裁判所はこのような保険会社のやり方を非難するどころか、なかなか修理しようとせず問題を長引かせているIさんの方がおかしいというのである。保険会社の一連のやり口にはあきれるばかりだが、その状況を踏まえた、しかるべき判断を一向にしてくれない裁判所にも、ほとんどあきれてしまうばかりである。

被害者側の事情を考慮しない裁判所

事故に遭った被害者のJさん（32歳・男性）は、右肩の損傷によって右腕が正常域の4分の3までしか上がらなくなってしまった。少し専門的になるが肩の可動域には腱板という部分が重要で、ここを損傷するとまっとうな運動ができなくなる。Jさんの場合もそれが疑われたが、1回目の等級認定では、画像上、右肩腱板損傷は判然としないという理由により、14級の神経症状と判断された。そこでJさんは我々のもとを訪ねてきたのであるが、私たちは右肩腱板損傷を詳細に根拠づける意見書を医師に書いてもらい、異議申立てを行ったのである。

その結果、半年後ようやく可動域制限ということで12級の等級認定がなされたため、12級に基づいて賠償額の計算をし、改めて裁判で訴えたのである。ここで登場した保険会社側の弁護士が、なかなかいやらしいタイプであった。

まずは腱板損傷などないはずだというのである。今回の事故は被害者が自動車に乗っている際に後ろから追突されたものであるが、状況から判断するに、事故は腱板を損傷するほどのものではないというのである。しかもその後も何かとってはケチをつけてくる。被害者が以前、空手をやっていたのを理由に、もともと右肩腱板に損傷があったのではないかと、いうのである。空手をやっている時に何らかの衝撃で肩を損傷し、そのせいで腱板がやられたのではないかと。というのだ。

さらに外傷性ということであれば痛みはすぐに出るはずであるが、Jさんが肩の痛みについて訴え始めたのは事故から半月後のことだった。そこも相手の弁護士が突いてくるポイントになった。とはいえ事故に遭った場合、後遺症となる障害は、必ずしも事故後すぐに痛みを感じた箇所ではないことも多い。通常は、裁判所がこういった双方の訴えをコントロールし、解決策を見出していくものである。ところが、裁判所はそんな保険会社の主張を受けて、こちらに改めて医師の意見書を出せという指示を出したのである。

この時に診断していた医師がかなり協力的な人物だったので、すぐに意見書をまとめてもらい提出することになったが、通常は、裁判の間に何度も協力してくれるような医師は少な

WEB無料セミナー
開催中 詳しくはこちら▶▶



お申し込み受付中

日本人のための
「フィリピン×資産保全」
最新事情セミナー



セブ島開発プロジェクトから仮想通貨事情まで
フィリピンの投資機会を全網羅

OPEN!

大手書店の売れ筋ランキング
多数掲載

実用書・ビジネス書を中心に
書籍もご紹介

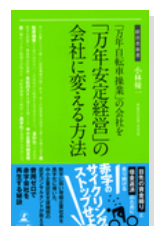
学びは本から！というあなたへ。

話題の本.com

GOLD ONLINE
メルマガ会員登録のご案内

メルマガ会員限定記事をお読みいただける他、新着記事の一覧をメールで配信。カメハメハ倶楽部主催の各種セミナー案内等、知的武装をし、行動するための情報を厳選してお届けします。

メルマガ登録する



登録していただいた方の中から
毎日抽選で1名様に人気書籍をプレゼント！

カメハメハ倶楽部 
by 幻冬舎総合資産コンサルディング

カメハメハ倶楽部は、幻冬舎グループが運営する、企業オーナー、富裕層向けの無料会員組織。資産家であり続けるための各種専用セミナー/イベントに無料または優先的に参加できます。

カメハメハ倶楽部とは？



会員向けセミナーの一覧

い。

さて、こちら側が提出した医師の意見書に対して、今度は保険会社側が顧問医と相談し、自分たちの弁護士の言い分を裏付ける内容の意見書を出してきた。保険会社は顧問医がいるのでいくらでも意見書や資料の作成をするだろうが、こちら側はあくまで主治医に協力を仰ぐしかない。裁判所が保険会社の言いなりになって意見書の応酬合戦になれば、こちらが不利になることは間違いない。

ところが、裁判所は相手の言い分に対して新たに医師の意見書を提出するか尋ねてきた。さらに必要とあれば医師の尋問を行ってもいいといいだす始末である。一体、交通事故被害者の損害賠償の裁判で、忙しい中法廷に立ってくれる医師がどれだけいるだろうか？ こういうことを繰り返していたら、交通事故補償の問題に協力してくれる医師などいなくなってしまう。

この件については、五月雨式の主張を互いに繰り返したまま、訴訟提起から1年半以上経過して、ようやく第一審の判決が出た。Jさんの場合は自賠責の等級認定でも手間取ったうえに、裁判でもかように空しい意見書の応酬合戦に巻き込まれてしまった。まことに気の毒なケースではあるが、医師も判断に加わる自賠責の段階で、すでに12級の認定を受けているのだから、それを尊重して、さっさと判決を出してくれればよかったのだ。

ちなみにその判決の内容は何とか12級を認定してくれた。しかし、労働能力喪失率については、本来の14%ではなく、10%に軽減したものであった。何と被害者に優しい裁判所だろうか？

裁判官の官僚化が司法を蝕む

それにしても裁判所、裁判官の質の低下が著しいと私は感じる。いずれも官僚的で杓子定規、自ら問題意識を持って現状を変えていこうという裁判官は少ないように思う。できるだけ前例にしたがって新しいことはしない。下手に動いて失敗したら自分の損になってしまう。そんな、事なかれ主義、役人的思考が蔓延しているのではないか。

交通事故に関しては自賠責の問題、保険会社の問題、等級認定の問題など、真剣に取り組み、改善しなければならない問題は山のようにある。そして本来裁判所がそれらの矛盾や問題点に前向きに取り組み、様々な問題の根本に切り込んでいたならば、現在のような交通事故被害者の非権利状態は多少なりとも改善できていたはずなのだ。司法の最高権力である裁判所が、それこそ本気で取り組み、保険業界や保険制度を変えることも可能なのである。しかし残念ながら、そのような動きはほとんど期待できない状況である。

一番の問題は、現在の裁判所のシステムに無理があるということだ。一人の裁判官が百件以上の訴訟を抱えていることなどざらなのである。その中で効率化を図るにはどうしても一つひとつの事件に十分注力できない状況になってしまう。

とくに交通事故などは、彼らからしてみたら定型的な事件にしか見えないので、できる限り書面中心、和解中心となってしまうのである。このことがさらに裁判官の質の低下を招いているのではないかと考えている。個別の事例にしっかりと向き合うことでより事件を的確に捉える目を鍛えられるはずだが、書面だけで杓子定規に事件を判断しているだけでは、そのような目、事実を客観的かつ的確に捉える事実認定力はいつまでも鍛えられないことになる。

結局裁判所に求められるのは個別事例にいかに対応するかである。様々な環境や状況を勘案し、ケースバイケースで判断する。本来裁判にはこのような柔軟性が必要ではないかと考える。しかし、交通事故裁判に関してはこれまで見たようにあまりにも自賠責の等級や保険会社の意向に偏った、頑なで硬直化した裁判が多いのである。

12/17 【WEB】弁護士が解説！特殊詐欺、知的財産権、建物明渡、相続… 富裕層のための「トラブルからの資産防衛」

12/17 【WEB】 知り合いや窓口営業にまんまとひっかからないための保険の理解の仕方と見極め方と付き合い方

12/17 【WEB】 コロナショックでノックイン頻発！！富裕層が失敗した「仕組債」の実例研究

12/19 【WEB】 <企業オーナー・クリニックオーナー・個人投資家向け> 豊かな生活・タックスマネジメントのための「海外プチ移住」の進め方

12/19 【WEB】 ネットで検索しても決して出てこない 法人個人における財産移転型保険の活用事例 <2020年12月版>

12/19 【会場】 償却メリットを狙った「京都の町家」投資の魅力

12/19 【WEB】 国内不動産オーナー必見！融資を活用した「海外不動産投資」の進め方

12/22 【WEB】 投資対象として大注目！償却メリットも狙える「空き家」再生の最新事情

01/14 【WEB】 高所得者が密かに注目！いまこそ狙い目の小型航空機・ヘリコプター投資とは

01/14 【WEB】 フランチャイズ投資を成功させる！事例から学ぶ投資案件の見極め方

会員向けセミナーの一覧

01/16 【WEB】 『お勤めの投資信託』を買う前に知っておきたい投信販売の実態

01/20 【WEB】 認知症対策特化型「金融資産信託サービス」の使い方

01/20 【WEB】 金融資産1億円以上の方のための「本来あるべき資産運用」

01/20 【WEB】 コロナ禍の今だから効果的な施策も多数！<2021年最新版> 中小企業オーナーのための「事業承継対策」基礎講座

01/20 【WEB】 地主の方必見！相続税の「払い過ぎ」を回避する不動産の評価術

01/21 【WEB】 2021年「海外不動産投資」×「国内不動産投資」 結局、どっちが良いの？<オーストラリア編>

01/21 【会場&WEB】 米国アライアンス・バーンスタインのアドバイザーと本音で語る！不透明な市場環境下での「米国株」での資産運用とは？ IFA口座開設済みのお客様限定／特別フリートークセッションライブ

目先の補償額の調整や、保険会社、その他の機関などとの利害調整ばかりに追われるのではなく、裁判所および裁判官自身が本来の役割と可能性を認識し、積極的な姿勢で交通事故補償問題に取り組むべき時がきているのではないだろうか。

谷 清司

弁護士法人サリュ 前代表／弁護士

◀ 前の記事を読む

次の記事を読む ▶

谷 清司

弁護士法人サリュ 前代表／弁護士

昭和40年、大阪市生まれ。府立天王寺高校、京都大学法学部卒業。平成9年、大阪で弁護士登録。当時問題となっていた弁護士偏在解決の先駆けとして、平成10年より弁護士過疎地であった山口県萩市に赴任、独立開業。平成16年、弁護士法人サリュ設立。平成27年、法律事務所を全国7カ所に構え、大阪にて執務する。平成20年より同志社大学法科大学院講師。



著者紹介 ▶

連載 幻冬舎ゴールドオンライン人気記事ピックアップ

起業の手段として「スモールM&A」が注目される理由 2018/08/02

第二の人生はオーナー社長！副業から始めるローリスク起業術 2018/08/03

仮想通貨の盗難リスク…狙われやすい「パスワード」とは？ 2018/08/04

スモールM&A 投資家として成功するための条件とは？ 2018/08/04

公開鍵と秘密鍵の違いは？仮想通貨「パスワード管理」の重要性 2018/08/05

本連載は、2015年12月22日刊行の書籍『ブラック・トライアングル [改訂版] 温存された大手損保、闇の構造』から抜粋したものです。その後の税制改正等、最新の内容には対応していない可能性もございますので、あらかじめご了承ください。

KEYWORD

保険

いいね！ 24 シェア ツイート 1 お気に入り

受けたいセミナーが必ず見つかる！

相続・事業承継、国内不動産投資、海外不動産投資、
資産運用、生命保険活用など、セミナー情報はこちら>

毎日の最新情報をお届け！

幻冬舎ゴールドオンライン
メルマガ購読はこちら

メルマガ読者
限定記事もあり

ブラック・トライアングル [改訂版] 温存された大手
損保、闇の構造

01/26 【WEB】 銀行・証券会社では教えてくれない、日本で買える「劣後債」投資の実情と具体的な取り組み方

01/26 【WEB】 2021年、日本株式市場はどうなる？マーケットの見通しを解説！パフェット、ソロスの系譜を引き継ぐスパークスの「絶対リターン」の獲得手法

01/26 【WEB】 現地バルセロナから解説！アフターコロナを見据えた「スペイン不動産」投資の最新事情

会員向けセミナーの一覧

01/28 【WEB】 金融機関が提案してくる「仕組債」の実情を知る

01/28 【WEB】 高買取価格案件、リセール（中古売買）案件など、全国から収集した案件を限定公開！「太陽光発電」の2021年売買動向&案件説明会

01/28 【WEB】 Withコロナ時代の不動産投資術！古都「金澤」×「町家」投資の魅力

02/04 【WEB】 独立系運用会社の代表取締役CEOが語る「オルタナティブ投資」の魅力と活用法

02/03 【WEB】 相続税の税務調査の実態と対処方法～指摘率トップ、「名義預金」を税務署はどうみているか？～

アクセスランキング

- 1  【画像】医師試験「大学別合格ランキング」
- 2  自宅に「家を売ませんか？」というチラシが頻繁に入る理由
- 3  新婚主婦が絶句…「赤ちゃんできた」報告に、夫の破壊的な一言
- 4  劣化が加速…「木造の家」「鉄コンの家」温かさの恐ろしい差
- 5  NHK朝ドラ『おちょやん』主人公、浪花千栄子はどんな人物か
- 6  認知症の夫が蔵に鍵をかけ…半年後、中から「白骨化した妻」が
- 7  都道府県別「高齢化」ランキング…2045年、50%超えの県は？
- 8  公務員の「安泰神話」が大崩壊…一気に500人以上リストラも
- 9  都道府県別ランキング…「金融トラブル」の多い県、第1位は？
- 10  恐ろしい…節税目当てで「婿養子迎えた一家」のあり得ない悲劇